

論文

南海諸島に関する中国史籍の記載について(下)

Chinese Historical Documents Concerning South China  
Sea Islands(II)

班 偉<sup>1)</sup>

Han I

キーワード：南シナ海・西沙諸島・南沙諸島・海南島

Key Worlds: South China Sea, Paracel Islands, Spratly Islands, Hainan Dao

四、広東地方志の関連記載

これまで見てきた歴代の雑記・航海文書・海外見聞録の他に、明清時代の広東地方志の中にも「千里長沙」「萬里石塘」を記した史料が幾つかある。案の定、中台の論客はこれらの史料を根拠に西沙諸島・南沙諸島が当時すでに広東省瓊州府萬州の管轄下に置かれていたと主張するが、彼らが又しても都合の悪い史料や、正史には南海諸島に関する記載が皆無に等しいといった史実を覆い隠した(『元史・史弼伝』は唯一の例)。以下、瓊州府志及び広東通志の史料を取り上げて検証してみよう。

\*唐胄『正徳瓊台志』(正徳十六年、1521年)巻四「疆域・瓊州府」:「瓊為都会、居島之北陲、僑居西陲、崖居南陲、萬居東陲。内包黎峒、萬山峻拔、外匝大海、遠接諸番。瓊筦古志云:外匝大海、接烏里、蘇密、吉浪之州。南則占城、西則真臘、交趾、東則千里長沙、萬里石塘、北至雷州、徐聞。」<sup>60</sup>「瓊筦古志」とは、『諸藩志』などの史籍に引用された『瓊管志』を指しており、字句も殆ど同じだ。

\*唐胄『正徳瓊台志』巻二十一「海道・海境」:「外匝大海、接烏里、蘇密、吉浪之洲。南則占城、西則真臘、交趾、東則長沙、萬里石塘。東北遠接広東、閩、浙、近至欽、廉、高、化。」<sup>61</sup>同一史料の再度引用に他ならない。

\*欧陽璨『瓊州府志』(萬曆)巻三「地理志・疆域」:「瓊為都会、居島之北陲、僑居西陲、崖居南陲、萬居東陲。内包黎峒、萬山峻拔、外匝大海、遠接諸番。瓊筦古志云:外匝大海、接烏里、蘇密、吉浪之洲、南則占城、西則真臘、交趾、東則千里長沙、萬里石塘、北至雷州、徐聞。」<sup>62</sup>上の二条とほぼ同じ文言である。

\*明誼『瓊州府志』(道光二十一年、1841年。昭和17年邦訳版)巻三「輿地志四・

<sup>1)</sup>山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

疆域」：「瓊州府は都会をなし島の北にある。儋州は西の果てに、崖州は南の果てに、萬州は東の果てにある。内陸には黎族の住地や幾つかの高い山を包含し、外は大海を以って環らされ、遠く島夷諸国に接している。瓊筦古志によれば、外は大海を以って環らされ、烏里、蘇密、吉浪の洲と接している。南は占城、西は真臘、交趾、東は千里長沙、萬里石塘、北は雷州府の徐聞県に至る。」<sup>63</sup>

同一史料は、清代の金光祖『広東通志』（1697年）巻二「疆域」、郝玉麟『広東通志』（1731年）巻四「疆域志」にも登場するが、いずれも『瓊管志』からの引用か孫引きに過ぎず、明清行政区の現状を述べているわけではない。前述したように、「南則占城、西則真臘、交趾、東則千里長沙、萬里石塘」云々、単に瓊州を取り囲む海の四隅・方位・周辺国との位置関係を示しており、管轄・支配領域の意味が含まれていない。実際に、瓊州府の疆域について、『正徳瓊台志』が次のように記している。「地居海州中、……東至萬州烏魚場海岸、四百九十里。南至崖州小洞天海岸、一千一百三十里。西至儋州羊浦海岸、四百八十里。北至環海鋪、十里」。<sup>64</sup> 沿海の島嶼すら触れておらず、況や「千里長沙」「萬里石塘」の地名など見当たらない。欧陽璨『瓊州府志』や明誼『瓊州府志』の疆域志の記載も全く同じである。念のために、三書の疆域志「萬州」条も調べたが、「東距大海、西跨黎洞、南抵崖州、北接樂会」と記しており、<sup>65</sup>「儋州」「崖州」条を含めて、境界記述の部分には「千里長沙」「萬里石塘」などの文字はどこにも存在しない。

もともと、『正徳瓊台志』巻六「山川下」と欧陽璨『瓊州府志』巻三「地理志・疆域」の「萬州」条には、もう一つ関連史料が見られる。文脈として瓊州、萬州の方位・四隅・形勝などについて述べたもので、やはり管轄・支配領域とは無関係だ。

\*『正徳瓊台志』巻六「山川下」：「番夷諸国多在西南海中、逶迤而至崖南、占蠟、暹刺哇、佛泥諸番。而瓊之東則匝大海、千里長沙、萬里石塘、是即地所不滿之处。」<sup>66</sup>  
 （訳：蕃夷諸国の多くは西南の海中にあり、延々と海南島の南・カンボジア・マラッカ・カリマンタンに連なる。瓊州の東は海に囲まれており、千里長沙・萬里石塘は即ち海底の窪だ。）

\*欧陽璨『瓊州府志』巻三「地理志・疆域」「萬州」条：「長沙海、石塘海：州東、瓊筦志云萬里石塘二条、見今府通志。按萬寧山川俱入品題、……至于千里長沙、萬里石塘、又為環海之最、故特表之于篇端。」<sup>67</sup>（訳：長沙海も石塘海も萬州の東にあり、瓊筦志の云う萬里石塘の二項が府志・通志に見られる。萬寧の山川は皆記載しており、……千里長沙・萬里石塘に至っては環海の端となり、文末に記しておく。）

ところで、『正徳瓊台志』の巻頭及び欧陽璨『瓊州府志』巻一「輿図志」には、「郡州邑疆域図」があり、各府州県の範囲・方位・道程を示している。「瓊州府地」「萬州境」「崖州境」などの輿図を見ると、海岸までの陸地部分だけが描かれており、七洲列島のような離島すら記されていない。また、瓊州府の行政沿革・疆域変遷を記録した「沿革表」「沿革志」には、「千里長沙」「萬里石塘」など一切見当たらない。明清二代を通して瓊州府の管轄・支配範囲が海南島全域に及んだものの、南海諸島が未だ圏外だったことは一目瞭然だ。中国の論客は、『正徳瓊台志』『瓊州府志』の中に引用された『瓊管志』の史料を好きこのんで取り上げる一方で、輿図志・沿革志には決して触れようとしない。

南海諸島の問題に限らず、領有権論争になると、都合の良い史料だけ恣意的に引っ張り出して拡大解釈する反面、不利になるような史料を隠したり捻じ曲げたりするのは中

国側の常套手段である。以下、幾つかの例証を付け加えておこう。

- \* 阮元『広東通志』(道光二年、1822年) 卷一百十二「山川略十三・萬州」条:「長沙海、石塘海在城東海外。古志云:萬州有長沙海、石塘海。然俱在外洋、莫考其实。」  
68 (訳:長沙海も石塘海も萬州の東の外海にある。古志曰く、萬州には長沙海、石塘海がある。然し俱に外洋にあり、其の実を知らぬ。)
- \* 明誼『瓊州府志』卷四上「輿地志六・山川」「萬州」条:「長沙海、石塘海、俱に県城の東の外洋にある。古志に云う。萬州に千里長沙、萬里石塘がある。然し共に外海にあり、海船が沙に触れば忽ち砕け、一度で港に入りて出る者なし。敢えて近づかず、其の実否は確かめていない。」<sup>69</sup>
- \* 明誼『瓊州府志』卷十八上「海黎志一・海防」の「萬州海防」条:「昔伝萬州有千里石塘、萬里長沙、為瓊洋最險之处。舟過此者、但望即已沈溺、不可救。故土人船師皆不能実指其处、或云即在鷄冠諸島之間。」<sup>70</sup> (訳:伝聞によると、萬州に千里石塘・萬里長沙があり、瓊州の海の中で最も危険な処だ。船はここを通過すると見る見るうちに沈んでしまって、救いようがない。それ故、地元の船乗りも皆その場所を知らず、鷄冠諸島の間にあると噂する。)

ここで言う「古志」とは、例の『瓊管志』を指している。多少の字句の差違があるが、同一史料を転載した地方志として、金光祖『広東通志』卷十三「山川・萬州」、郝玉麟『広東通志』、陳昌斎『広東通志』(1864年、阮元通志の重刊本) 卷一百十二「山川略十三・萬州」、胡端書『萬州志』(1828年) 卷三「山川略」などが挙げられる。各志に共通して使用されている「俱在外洋、莫考其实」「人不敢近、莫稽其实」(危険の極みで人が寄り付かず、本当のことは定かでない) といった表現は、実態不明であることを物語っている。考えてみれば、航海・通信手段が欠如していた遠い昔、遙々離れている正体不明の無人島・海域に対して「実効支配を行う」なんて、ナンセンスでしかない。

実は『正徳瓊台志』と同様、『広東通志』も各府州県の疆域と境界を明記し、大量の附図を載せている。南海諸島は当時、瓊州府の管轄下に入っていたかどうかを確かめるには、調べればすぐ分かるはずだ。不思議なことに、中台論客の誰もがこの最も確実に手っ取り早い作業をしようとしなない。ここで、阮元『広東通志』をテキストに、広東省・瓊州府・萬州・陵水県の疆域と境界を順次に確認していく。

- \* 『広東通志』卷八十三「輿地略一 疆域図一」:「広東省、……南至大海三百里。……東南至大海二百八十里。西南至崖州大海二千四百里。」<sup>71</sup>
- \* 『広東通志』卷八十七「輿地略五 疆域図五」:「瓊州府、……東至会同、樂会、萬州海岸五百里。西至儋州、昌化、感恩海岸八百里。南至崖州海岸九百六十五里。……東南至陵水県海岸五百四十里。西南至感恩県海岸八百一十里。」<sup>72</sup>
- \* 『広東通志』卷八十七「輿地略五 疆域図五」:「萬州、……東至海岸二十五里。……南至海岸二十五里。……東南至海岸三十里。……東北至海岸七十里。」<sup>73</sup>
- \* 『広東通志』卷八十七「輿地略五 疆域図五」:「陵水県、……東至海岸三十里、……南至海岸六十里、……東南至海岸三十里。」<sup>74</sup>

このように、広東省・瓊州府・萬州・陵水県の疆域はいずれも海岸線までと明確に定められており、「千里長沙」「萬里石塘」の類の文字はどこにも見当たらず、圏外であることは明らかだ。念のために、「儋州」「崖州」など海に面している州県の記載まで検索したが、

結果は同じである。ちなみに、『広東通志』巻八十三～八十八にある「広東輿地総図」「瓊州府図」「萬州図」「崖州図」などの附図では、周辺の海は「大洋海」と表記され、「独洲山」「雙洲門」「大玳瑁洲」「小玳瑁洲」など幾つかの近海島嶼だけが描かれている。

なお、『広東通志』「海防略」二巻には各地の港湾・離島・砲台・烽火台・営汛（駐屯地）などを表記した海防図が載っている。それを見れば、海賊取り締まりのために、海南島に駐屯していた清朝水師の警備・巡回範囲がよく分かる。文中、「文昌県：七星山在城西北一百三十里海濱、傍有七星砲台」「萬州：前後奥在城東南海濱、奥辺有長寧台、烏場墩」といった記録も散見するが、いずれも沿岸の離島に限られている。海防図には海南島がくっきりと描かれ、「瓊崖地处極南、孤懸海外、東西南三面汪洋無際。」（訳：瓊州は文字通り天涯地角、海の中で孤立し、東西南の三方を海で囲まれている）との注記が付いている。<sup>75</sup> ちなみに、トンキン湾に面している芒街口（中国と国境を接するベトナム側の町）沖合に浮かぶ「環住沙」図には、「此処多有安南人住家」<sup>76</sup>（訳：この沙洲にはベトナム人が多く住んでいる）という傍注を付している。

中台側から「清朝水師が西沙周辺の海域をパトロールしていた」との主張も聞えるが、広東巡撫李翰章監修・廖廷相編修『広東輿地図説』（光緒十五年、1890年）に照らせば、事実無根であることがすぐばれてしまう。巻首の記述によると、「粵省……前襟大海、其中島嶼多属險要、故水師每歲例有巡洋。東自南澳之東南南澎島、西迄防城外海之大洲、小洲、老鼠山、九頭山、皆粵境也。今之海界以瓊南為断、其外即為七洲洋、粵之巡師自此還矣。」<sup>77</sup>（訳：広東省は……海に面しており、島嶼の中で險要地が多い故、水師は毎年巡回を恒例としている。東は南澳の東南にある南澎島から、西は外海の大洲、小洲、老鼠山、九頭山まで、すべて広東省の領域だ。海の世界は海南島の南端を以ってとし、その外側は即ち七洲洋で、水師の巡回はそこで引き返す）。巻一「広東全省」と巻九「瓊州府」の疆域記載も含めて、「長沙」「石塘」への言及は全くなかった。また、広東総督鄧遷楨も道光十八年（1839）一月の奏折の中で、「中外諸洋、以老万山為界。老万山以外汪洋無際、是為黒水洋、非中土所轄。老万山以内如零丁、九洲等處洋面、是為外洋、系属広東轄境。」<sup>78</sup>（訳：中外の海域は老万山を以って界とする。老万山より外は果てしない汪洋で、黒水洋と言い、中国の管轄外だ。老万山より内、例えば零丁、九洲などの海は外洋と言い、広東省の管轄領域に属す）と明言し、「老万山」とは香港・マカオの南に位置する万山群島を指している。言うまでもなく、中台論客の詭弁より、清朝広東巡撫・総督の証言は信憑性が高い。

専門家の統計によると、明代広東地方志の総数は省志（通志）3点・府志47点・州志12点・県志162点を含めて計224点。清代広東地方志は省志3点・府志36点・州志26点・県志376点を含めて計441点に上る。<sup>79</sup> そのうち、南海諸島の記載が見られる地方志は僅か十点前後に過ぎない。明代通志三種のうち、戴璟本（1535年）と郭棐本（1602年）は記載なし、黄佐本（1561年）だけが顧玠『海槎余録』を引用した形で「千里石塘」「萬里長堤」に言及している。一方、清代通志として金光祖本・郝玉麟本・阮元本の三種とも「千里長沙」「萬里石塘」に触れてはいるが、『瓊管志』の引用か孫引きに他ならない。

いずれにせよ、明清時代の広東地方志には南海諸島に関する記載が若干見られるものの、『瓊管志』の換骨奪胎に過ぎず、千篇一律で、『瓊管志』から一步も出ない程度のものばかりである。内容的には航海難所の風説に限られ、中国人の上陸・漁業・移住などの記録はもとより存在しない。阮元『広東通志』は334巻・5721頁に及ぶ大冊にもかかわらず、「長

沙」「石塘」への言及は「山川」「水醒水忌」「雑録」の三か所に止まる。こうした片言隻句を以って、「南海諸島は明清の版図に入った」と強弁しても理屈に合わない。

#### 五、正史・公文書・地理書における「不都合な真実」

南海諸島や尖閣諸島の領有権を巡る中台論客の持論を調べ上げると、彼らが根拠として引っ張り出した史料は殆ど雑記や見聞録の類に限られており、『明史』『清史稿』『大明一統志』『大清一統志』『明会典』『清会典』といった正史・公文書を全く利用していないことに容易く気付かされよう。中台側の主張のアキレス腱とえば、正にそこなのだ。

言うまでもなく、二十四史・一統志・会典というのは、奉勅撰・欽定の国家記録・公文書で、歴代王朝の版図・疆域を確認するには最も有力な根拠・証拠となる。南沙諸島だろうが何だろうが、本当に明清の領土であれば、正史の中にきちんと記録されているはずだ。ところが、「府百有四十、州百九十有三、県千一百三十有八」「東起遼海、西至嘉峪、南至瓊崖、北抵雲朔」と詳記する『明史・地理志』には、南海諸島らしき記載は全く存在しない。巻四十五「地理六 福建・広東・広西」には、「瓊州府……領州三、県十。……瓊山、澄邁、臨高、定安、文昌、会同、樂会、儋州、……昌化、萬州、……陵水、崖州、……感恩」と記し、「萬州」の注記には「東南海中有独洲山」と書かれているだけである。<sup>80</sup>

『清史稿・地理志』巻七十二「広東省瓊州府」も、『明史・地理志』と同様、「瓊州府：……領州一、県七。瓊山、澄邁、定安、文昌、会同、樂会、臨高、儋州。崖州直隸州：……領県四。感恩、昌化、陵水、萬」と記している。文昌県について「海中有浮山、其下曰分洲洋」、萬県について「海中有独洲山、其下曰独洲洋」と、それぞれ傍注を付しているが、南海諸島の記載は全くない。<sup>81</sup>ちなみに広東省の疆域について、『明史・地理志』では「北至五嶺、東至潮州、西至欽州、南至瓊海」、『清史稿・地理志』では「南至海、三百里。……東南至海、二百八十里。西南至崖州海、二千四百里」とそっけなく述べただけで、沿岸の島嶼すら記載されていない。

では、一統志の記載はどうなっているのだろうか。『大明一統志』（天順五年、1461年）を繙くと、「大明一統之図」「広東地理之図」に瓊州府が描かれているが、南海諸島も台湾島も表記されていない。「広東地理之図」の枠には「……東南抵大海・南抵大海・西南抵大海」と書き記し、広東省の四境を示している。巻八十二「瓊州府」には「東至海岸四百九十里、西至海岸四百一十里、南至海岸一千一百三十里」とあり、「形勝」条は例の『瓊管志』を引用しているにもかかわらず、「長沙」「石塘」には触れず、「海中洲居、広袤千里。郡在大海之中……南望連山、若有若無。四郡一島、潮候不同」と淡々と記している。<sup>82</sup>

一方、『乾隆大清一統志』（乾隆四十九年、1784年）には「皇輿図」「広東統部図」「瓊州府図」が載っているが、いずれも南海諸島は見当たらない。巻三百五十「瓊州府」を読むと、疆域・境界として「東至萬州海岸、四百九十里。西至儋州海岸、四百八十里。南至崖州海岸、九百六十五里。北至海岸十里。東南至陵水県海岸、五百四十里。西南至感恩県海岸、八百一十里。東北至文昌県海岸、一百六十里。西北至臨高県海岸、二百八十里。」、行政区として「属広東省、領州三県十」、形勢として「海中洲居、広袤千里。……外環大海、中盤黎峒」とそれぞれ記している。<sup>83</sup>また、『嘉慶重修一統志』（道光二十二年、1843年）の「皇輿全図」「広東全図」「瓊州府図」及び巻四百五十二「瓊州府」の記載も、基本的に『乾隆大清一統志』の内容を踏襲している。<sup>84</sup>

さらに、『正徳大明会典』（正徳六年、1511年）巻十八「広東等処承宣布政使司」を調べると、「府一十、州七、県六十四、……東抵大海、東南抵大海、南抵大海、西南抵大海、西抵広西界、西北抵湖広界、北抵江西界、東北抵福建界」と広東省の四境を示している。次いで同巻「瓊州府」条を見ると、「領州三県十……」と州県の名前を羅列している。<sup>85</sup>一方、『欽定大清会典』（乾隆二十三年、1758年）では、広東省と瓊州府の疆域として、巻八「戸部・疆理」に「広東巡撫所属府十、直隸州三。東至福建、南至於海、西至広西、北至江西、西北至湖南」、「瓊州府、領州三：儋、萬、崖、県十：瓊山、澄邁、定安、文昌、会同、樂会、臨高、昌化、陵水、感恩」と記している。また、巻六十三「兵部・職方清吏司」条には「大清皇輿全図」をはじめ各省及び周辺藩部の輿図を掲載しているが、「皇清一統輿地全図」と「広東全図」には、いずれも「瓊州府」が描かれており、南海諸島の表記はない。<sup>86</sup>会典とは、従来「令」と呼ばれてきた中国歴代の行政法規を、明代に至って総合的な行政法典としてまとめたものであるが、こうした正史の記載からも、明清王朝が未だ南海諸島を自国の領土として見なしていないことがよく分かる。

ここまで来ると、歴史上、海南島行政区の沿革を概観する必要もあろう。中国王朝による海南島の統治は、漢の武帝が元封元年（前111年）に南越の地に九郡を設置したことを以って嚆矢とする。九郡のうち、珠崖・儋耳二郡が海南島の北岸に置かれたが、越族・黎族の「数年一反」により長続きせず、やがて儋耳郡は昭帝の始元五年（前82年）に、珠崖郡は元帝の初元三年（前46年）に廃止された。三国時代の呉が赤烏五年（242年）に一度海南島に進軍し、珠崖郡を復活させたが、永安七年（264年）には再度放棄せざるを得なかった。要するに、後漢・三国・両晋・南北朝の時代を通して海南島への進出が一進一退を繰り返され、雷州半島南端に位置する合浦郡に属していた海口附近を除いて、海南島全域を掌握するには至らなかったのが実情である。

隋代に入ると、漢族による海南島進出が著しく進み、北部に珠崖、西部に儋耳、南部に臨振の三郡が相次いで設置された。唐代に至って海南島経略が一段と加速し、嶺南東道に属す形で崖州・瓊州・儋州・振州・萬安州が次々と新設され、王朝支配が次第に海南島全域をカバーするようになった。宋代には海南島を統轄する役所として靖海軍節度（広南西路に属す）が置かれ、唐の崖州・瓊州を合併して瓊州とした。そして、儋州は南寧軍と、振州は吉陽軍と、萬安州は萬安軍とそれぞれ改称した。元代に入ると、全島を統治する役所として乾寧軍民安撫司（江西行中書省に属す）が設けられ、県の新設や配属転換が幾度も行われたが、基本的には宋代の四大地区体制を踏襲した。明清期の行政区沿革はすでに前述した通りである。

海南島行政区に関する記録は、正史の他に歴代地理書の中にもある。例えば、『太平寰宇記』『元豊九域記』『輿地広記』『輿地紀勝』『方輿勝覧』といった北宋・南宋の地理書を精査すると、王象之『輿地紀勝』巻第一百二十七「広南西路・吉陽軍」の「風俗形勝」条と、祝穆『方輿勝覧』巻四十三「海外四州・吉陽軍」の「形勝」条には、例の『瓊管志』からの引用が二か所あった。以下、宋代地理書の関連記載を幾つか挙げておこう。

\* 樂史『太平寰宇記』（太平興国四年、979年）巻之一百六十九「嶺南道十三・儋州」条：  
「四至八到：……西南至大海四十五里。……西北至大海八十五里。」<sup>87</sup>

\* 同上「瓊州」条：「四至八到：……東至文昌県極大海一百二十里。……東南至大海一百七十一里。」<sup>88</sup>

\* 同上「崖州」条：「四至八到：……西南至大海一十五里。南至大海二十七里。」<sup>89</sup>

\* 同上「萬安州」条：「四至八到：……東至海三十里。……南至海四十二里。」<sup>90</sup>

\* 王存『元豊九域志』（元豊三年、1080年）巻第九「福建路・広南路」「瓊州」条：  
「地里：……東至海一百二十里。……北至海一十二里。……西北至海一十二里。」<sup>91</sup>

\* 同上「昌化軍」条：「地里：……西至海三十里。……西北至海三十里。」<sup>92</sup>

\* 同上「萬安軍」条：「地里：……東至海一十五里。……東南至海三十里。」<sup>93</sup>

\* 同上「朱崖軍」条：「地里：南至海一十里。……東南至海四十里。西南至海十五里」<sup>94</sup>

以上の史料を見れば分かるように、海南島各州県の管轄領域はどれも海岸までと定められており、沿海島嶼すら一切記載されず、況や「千里長沙」「萬里石塘」は圏外だった。『輿地紀勝』『方輿勝覽』の「形勝」条には例の「瓊管志云」が転載されているが、しかし、「形勝」というのは、地形・景観・海・名所など周辺国を含めた総合的地理情報を意味し、管轄・行政・支配範囲を意味する「疆域」とは異なるカテゴリーである。現に、両書の「形勝」条において「真臘」「交趾」「島夷」など諸国事情も扱われている。

さて、中国古代地理の考証を行う際、清代地誌学の集大成である『読史方輿紀要』（康熙十七年、1678年）は最も有力な左証になる。著者の顧祖禹は、『大清一統志』の編纂に携わった篤学の士として、歴代の地理研究の成果を吸収した上で、『読史方輿紀要』百二十巻をまとめ上げた。巻一百五「広東六・瓊州府」では、「東至海岸四百九十里、南至海岸千一百三十里、西至海岸四百十里、北至海岸十里」と述べ、「府外環大海、中盤黎峒、封城広表二千余里」と瓊州府の疆域を明記している。<sup>95</sup> また、「儋州」条で「北至海岸五十里」、「萬州」条で「東至海岸三十里」、「崖州」条で「南至海岸四十里」とそれぞれ書き記している。「崖州」条には、「海、州西五十里。……『海槎余録』：海面七百里、外有石塘。……其南波流甚急、海槎必遠避而行、舟入廻溜中罕得脱者。……或風漂船至石塘即累歳不達。石塘、在崖州海面七百里。」<sup>96</sup>（訳：海は州の西へ五十里離れている。……『海槎余録』によると、崖州から七百里離れる海に石塘がある。……潮の流が激しく、船は必ずそこを避けて通る。うっかり渦巻きに巻き込まれてしまうと、脱出できるのは極稀だ。……かつて風に吹かれて石塘に迷い込んでしまった船は何年経っても戻ってこない。石塘は崖州から七百里離れた海中にある）という注釈を付しているが、「石塘」の位置は特定されていない。

なお、『読史方輿紀要』の「輿図要覽」巻には、「石塘」「七洲洋」を表記した一枚の地図があり、中台側によく利用されているが、原典に当たれば道理に合わないことが分かる。「輿図要覽」巻には「輿地総図」「広東輿図」があり、前者は全国地図、後者は広東省地図。いずれも「瓊州府」が描かれているが、南海諸島は描かれていない。<sup>97</sup> また、「九辺総図」「海運図」といった全国地図を見ても結果が同じだ。「石塘」「七洲洋」を記したのは、「朝鮮図」「安南図」に次いで掲載された「沙漠海夷図中」で、14枚続きの「沙漠海夷図」の一枚に過ぎない。<sup>98</sup> いわば日本からアフリカまで続く海外諸国を描いた世界地図集の一コマであり、中国領かどうか何も触れていない。否、「海夷図」と名付けられた以上、著者が「石塘」「七洲洋」を自国領として見なしていないと解した方が、むしろ自然であろう。

同じ清代地理学者の李兆洛が著した『歴代地理志韻編今釋』（道光十七年、1837年）『皇朝輿地韻編』を繙くと、李鴻章の序文というお墨付きをもらった地名辞典として古今の地名を網羅しているが、「千里長沙」「萬里石塘」の類の名称は見当たらない。<sup>99</sup> また、李兆洛が『皇朝輿地略』の中で「瓊州府在省治西南一千八百一十里、……領州三県十。治瓊山、

南安定、東南文昌、会同、楽会、萬州。西南澄邁、臨高、儋州、昌化、感恩、崖州、陵水。府四面俱界海。」（訳：……瓊州府の四辺は海を以って界と為す）と書き記している。<sup>100</sup> こうして見ると、中国歴代の正史・公文書・地理書において、南海諸島が疆域記載の対象外だったことは揺るぎない事実だと言えよう。

#### 六、古地図に見る南海諸島

南海諸島の領有権を主張するに当たって、中台の論客が古地図を持ち出すこともしばしばあるので、歴史上の中国疆域の実態・変遷を確定するには古地図の検証も欠かせない。その際、以下の三点を念頭に置く必要がある。①古地図に書き込まれたからといって、イコール中国領土というわけではない。②「長沙」「石塘」を表記した地図より、表記していない地図の方が圧倒的に多い。③Paracelsなどを表記した外国製海図も多数存在する。

残存する中国古地図の中で、全国図として北宋の「九域守令図」、南宋の「華夷図」「禹迹図」「地理図」の四種が最も古い。「九域守令図」は四川省榮県文廟で発見された図碑で、製作された宣和三年（1121年）当時の行政区域を示している。「華夷図」「禹迹図」は、西安碑林に保存されていた石碑の両面に刻まれている、齊阜昌七年（紹興七年、1136年）の製作と言われている。「地理図」も蘇州の孔子廟で保存されている図碑で、淳祐七年（1247年）製作という。いずれも完成度の高い名品だが、四つとも「瓊州」だけが描かれており、南海諸島も台湾島も描かれていないという事実を見逃してはならない。<sup>101</sup>

一方、歴代疆域の沿革を示す歴史地図集として、税安札『歴代地理指掌図』（北宋宣和初年、1121年前後）は広く知られている。「古今華夷区域摠要図」「歴代華夷山水名図」「聖朝元豊九域図」など44枚の歴代総図を収めたこの地図集には、やはり「瓊州」だけが描かれ、南海諸島と台湾島は欠落している。書中の「唐十道図」を見ると、東の海には「新羅路」「百濟」「高華嶼」「流求国」、南の海には「屯門山」「九洲石」まで描かれ、海南島も辛うじて頭を擡げているが、「千里長沙」「萬里石塘」など見当たらない。<sup>102</sup> 賈耽『広州通海夷道』や曾公亮『武経総要』の航路記載と考え合わせれば、頗る興味深い。

元明二代、地図製作が益々盛んとなり、朱思本「輿地図」（1311～1320年）や羅洪先「広輿図」（1554～1557年）などの名品が相次いで世に出た。「輿地図」の拓本が残っており、もちろん南海諸島は描かれていない。<sup>103</sup> 「広輿図」は「輿地図」を基に増補して製作されたもので、全国地図に当たる「輿地総図」及び各省、各種の「輿図」を含めて計48枚の地図を収録している。「輿地総図」も「広東輿図」も「瓊州」が見られるが、南海諸島は見当たらない。<sup>104</sup> 「東南海夷図」を見ると、海に浮かぶ島々（つまり海夷）の中に「石塘」「長沙」が現れているが、「石塘」の北に「婆利」（現在のインドネシア・バリ島）、「長沙」の南に「蝦夷」（現在の北海道）が描かれており、方位の混乱が目立つ。しかも、全体的に「瓊州」の東に位置し、次の「西南海夷図」にはもう一つ「石塘」が描かれている。<sup>105</sup> そもそも、「東南海夷図」という題名と、その下方に付した「界内每方四百里。界外海中風迅不常、難以里載」との注釈からも、製作者の羅洪先は「石塘」「長沙」を「婆利」「蝦夷」などと同列の扱いで、「界外」の「海夷」と見なしていることが窺えよう。

さて、明代の倭寇研究書として鄭若曾『籌海図編』（1562年）は名高い。書中の「福建沿海山沙図」には「釣魚嶼」が描かれているため、中台側に「有力な証拠」として利用されたことは周知の通りである。『籌海図編』は「輿地全図」「沿海総図」をはじめ、広東・



福建・浙江・直隸・山東・遼陽六省の「沿海山沙図」「府境図」など多数の地図を収録しているが、「輿地全図」「広東沿海総図」「広東沿海山沙図一」（海南島輿図）などを含めて、「長沙」「石塘」を全く表記していない。「瓊州府境図」はなぜか欠落しているが、「雷州府境図」「惠州府境図」など各府図の下端には「南至大海洋界」「南至海岸」と明記している。また、巻二「日本島夷入寇之図」には、海南島の他に「日本」「大琉球」「薩摩」「五島」「対馬」「新羅」まで描かれているが、やはり南海諸島らしき島は見当たらない。<sup>106</sup> 中台側が「福建沿海山沙図」に「釣魚嶼」「黄毛山」「赤嶼」が描かれていることから、「釣魚島は明代福建省の管轄・防衛区域に入った」と主張するけれど、この論法に従えば、「南海諸島は未だ明代広東省の管轄・防衛区域に入っていない」と断定できよう。ちなみに、鄭若曾『萬里海防図』（1561年）を見ると、「赤土」「多摩羅」など様々な外国名が書き込まれているにも拘わらず、「長沙」「石塘」は不問に付している。<sup>107</sup>

なお、茅元儀『武備志』（1619年）も大量の地図を載せている（その殆どが「広輿図」か『籌海図編』を模したもの）。巻一百八十九「一統総図」、及び巻二百「広東形勢図」「広東郡邑図」「広東方輿図」において、「瓊州府」だけが表記されている。巻二百十「海防二」には「輿図総図」「日本入犯図」「広東沿海山沙図」、巻二百十三「海防五」には「広東沿海総図」及び各「府図」が収録されているが、「千里長沙」「萬里石塘」は見られない。ところが、巻二百二十三「東南海夷図」「西南海夷図」を見ると、前者には「長沙」「石塘」が表記されているが、「石塘」の北に「婆利」、「長沙」の南に「蝦夷」が描かれている。後者には、また別の「石塘」が描かれており、方位も名称も混乱している。<sup>108</sup> 張燮『東西洋考』の「東西南海夷諸国総図」、類書『三才図会』地理巻の「東南海夷総図」、章潢『図書編』巻五十一の「東南海夷図」「西南海夷図」なども同じ構図で、どれも「広輿図」を模したものに違いない。仮に「長沙」「石塘」が現在の南海諸島に当たるとしても、茅元儀らは羅洪先と同様、「長沙」「石塘」を「東南海夷」と同一視していたと見るべきであろう。考えてみれば、「海夷」諸国に囲まれていながらも、「長沙」「石塘」だけが明清中国の飛び地だったという主張に無理があることは立ち所に分かるはずだ。

とにかく、明代に製作、刊行された地図が膨大な量に上り、広東地方志の附図はそのうちの極一部に過ぎない。王圻・王思義親子が編修した類書『三才図会』（萬曆三十七年、1609年）地理巻は、「山海輿地全図」をはじめ「華夷一統図」「広東輿図」「広東沿海総図」「東南海夷総図」「中国三大幹図」などを収めており、明代地図の集大成と言ってよい。<sup>109</sup> その他、明代の代表的な地図を幾つか挙げて、その全体像を見てみよう。

- \* 「大明混一図」（製作者不詳、洪武二十二年、1389年）<sup>110</sup>
- \* 「楊子器跋輿地図」（製作者不詳、正徳七年、1512年）<sup>111</sup>
- \* 「乾坤一統海防全図」（董可威、萬曆二十年、1592年）<sup>112</sup>
- \* 「王泮識輿地図」（製作者不詳、萬曆二十二年、1594年）<sup>113</sup>
- \* 「元路府州県図」「大明万世一統図」（呉国補『今古輿地図』崇禎十一年、1638年）<sup>114</sup>
- \* 「古今形勝之図」（喻時、嘉靖三十四年、1555年）<sup>115</sup>
- \* 「全海図」（宋応昌『全海図注』、萬曆十九年、1591年）<sup>116</sup>
- \* 「大明一統輿図」（桂萼『皇明輿図』、嘉靖八年、1529年）<sup>117</sup>
- \* 「皇明大一統地図」（陳組綬『皇明職方地図』、崇禎九年、1636年）<sup>118</sup>
- \* 「華夷古今形勝図」（呉学儼『地図総要』、崇禎十六年、1643年）<sup>119</sup>

- \* 「湖広図」（劉応李『新編事文類聚翰墨大全』、元末明初）<sup>120</sup>
- \* 「広東地理総図」（戴璟『広東通志初稿』、嘉靖十四年、1535年）<sup>121</sup>
- \* 「広東図」（章潢『図書編』、萬歴四十一年、1613年）<sup>122</sup>
- \* 「広東郡県図」（同上）<sup>123</sup>
- \* 「広東各郡名山総図」（同上）<sup>124</sup>
- \* 「広東沿海図」（郭棐『粵大記』、萬歴三十年、1602年）<sup>125</sup>

上の各地図は、すべて広東省と瓊州府を描いているが、南海諸島の表記はない。中台の論客は度々、章潢『図書編』巻五十九「古南海夷考略・暹羅国」条に登場する「七洲洋」「萬里石塘」の記述を引っ張り出して自説を根拠づけようとするが、同書の附図にはそれらしき地名・島嶼が存在しないという事実を意図的に隠している。そもそも、『図書編』『広東図』の枠には「東南抵大海」「南抵大海」「西南抵大海」と明確に書き込まれているのだ。

一方、清代の地図と言えば、『大清一統輿図』は最も権威が高い。康熙四十七年（1708）、康熙帝は天下統一を果たした余勢を駆って、イエズス会宣教師の手を借りて国土測量・地図編纂という国家プロジェクトに乗り出した。この一大事業が雍正・乾隆両帝に引き継がれ、最終的に乾隆二十五年（1760）に完成された『大清一統輿図』（別名：『皇輿全図』『乾隆内府輿図』『乾隆十三排図』）に結晶する。清朝三代皇帝の御製とも言うべき全国地図として、清朝の疆域を示す不動の証拠となる。「広州府・南寧府」「文昌県・崖州」の分図を見ると、南海諸島はもちろん載っていない。<sup>126</sup> この件について、2003年に北京で刊行された『大清一統輿図』の編集者が奇妙な言い訳している。曰く『大清一統輿図』は、アジア大陸の地理に重点を置いたため、中国の東南諸島、及び台湾の附属島嶼である釣魚嶼、南海の東沙群島・西沙群島・南沙群島などはもちろん、琉球と日本の表記も省いた。というのも、輿図製作に加わった宣教師の蒋友仁（Michel Benoist）は、先立って乾隆帝の五十歳誕生日を祝うために献上した『坤輿全図』の中にすべて記しているため、『大清一統輿図』の製版に際して図幅の都合で省略したわけである」という。<sup>127</sup>

全く筋の通らない話だ。『坤輿全図』は一宣教師が作った世界地図であるに対し、『大清一統輿図』は歴とした欽定の自国地図である。世界地図である前者において、外国である琉球や日本、航海中の通過点として釣魚嶼や南海諸島を表記したからと言って、後者においては、もう自国領の表記を不要とする理由にはならないはずだ。<sup>128</sup> 反証として、康熙帝「皇輿全覽図」と雍正帝「皇輿全図」も釣魚嶼や南海諸島を記していないという事実を挙げたい。乾隆帝御詩付きの『大清一統輿図』が「庫頁島」（サハリン）や「咸興」「巨濟」（朝鮮）まで描いたにもかかわらず、釣魚嶼と南海諸島を表記していないという事実は、決して「製版上の都合」云々で説明が付かない。以下、他の清代地図も幾つか見てみよう。

- \* 「皇輿全覽図」（康熙五十七年、1718年）<sup>129</sup>
- \* 「皇輿全図」（別名：「雍正十排図」、雍正元年、1723年）<sup>130</sup>
- \* 「沿海全図」（陳倫炯『海国聞見録』、雍正八年、1730年）<sup>131</sup>
- \* 「明地理志図」（六巖『歴代地理志図』、道光十七年、1822年）<sup>132</sup>
- \* 「海口図」（衛傑『海口図説』、光緒十七年、1891年）<sup>133</sup>
- \* 「皇輿全図」（鄒伯奇、道光二十四年、1844年）<sup>134</sup>
- \* 「広東沿海図」（製作者不詳、順治十年～康熙二十三年、1653～1684年）<sup>135</sup>

これらの地図は、いずれも「千里長沙」「萬里石塘」を表記しておらず、南海諸島が清朝

の版図に所属していないことを裏付けている。なお、同治五年(1866)刊行『広東図』は、「総図」「分図」など23巻の輿図を収録し、広東省全域をカバーしている。海南島を含む「広東総図」では南海諸島を記せず、「萬州」「陵水」「崖州」の各「分図」も「新譚港」「雙洲門」など僅かの離島だけ記している。<sup>136</sup>

清代の類書も地図を多く収録しており、雍正三年(1725)に完成した陳夢雷『欽定古今圖書集成』は名高く、一万巻にも及ぶ大冊である。その中の「方輿彙編・職方典」が全国地理と行政区沿革を詳しく記録し、第一千三百七十四巻「瓊州府部」の「山川考二・萬州」条には、「長沙海：在州東、古志云千里長沙。石塘海：在州東、瓊莞志云萬里石塘。見今府通志」とある。<sup>137</sup>ところが、第一千二百九十五巻「広東総部彙考」にある「広東疆域図」、<sup>138</sup>第一千三百七十三巻「瓊州府部彙考」にある「瓊州府疆域図」には、どちらも「長沙海」「石塘海」を表記していない。<sup>139</sup>「方輿彙編・職方典」は、雍正帝の命を受けた翰林学士ら超一流の学者が歴代地方志の資料を基に編纂した地誌学の集大成であり、南海諸島は本当に清朝の領土であれば、疆域図と「疆域考」に載せないはずはない。<sup>140</sup>

また、李兆洛『皇朝一統輿図』の巻頭には地球儀型の世界地図が載っており、「瓊州」の南には「気」(島の形)、「沙頭」(無数の黒点)、二つの「長沙」(その間に無数の黒点)、「石塘」(複数の島)、「七洲洋」が描かれている。方位から判断すれば、「気」は南澳気(東沙諸島)、「沙頭」は中沙諸島、二つの「長沙」と「石塘」が接近していて、西沙諸島に当たると思われるが、同書の「皇朝一統輿図」「広東全図」から完全に欠落しており、著者の李兆洛は「気」「長沙」「石塘」などを中国領として認識していないことが分かる。<sup>141</sup>この地図集は、『皇朝輿地略』の中にも「皇朝輿地略」という名称で収録されているが、表紙には「皇朝内府輿地略縮摹本」、序文には「李申耆先生以内府輿図暨大清会典図説示其弟子」と記しているので、『皇朝輿地略』『大清会典図』の模写図と見てよい。

ところで、清末地理書の中には、「千里長沙」「万里石塘」を表記した地図を載せた書物が数種あり、中台側にとって「有力な証拠」になりそうだが、それも一筋縄では行かない。例えば、徐繼畬『瀛寰志略』(道光二十八年、1848年)巻二に掲載された「南洋各島図」を見ると、確かに「台湾」「広州」「瓊州」「呂宋」「広南」の間に「七洲洋」が広がり、「南澳気」「長沙門」「長沙」「石塘」が斜めに列している。<sup>142</sup>しかし、中国領であることを示す表記など何一つもない。巻一にある「地球図」「皇清一統輿地全図」「亜細亜図」「南洋濱海各国図」など各図には、「瓊州」だけが描かれており、「長沙」「石塘」など見当たらない。「南洋各島図」では単に航海の標識島として描かれたのであろう。<sup>143</sup>

魏源『海国図志』(道光三十二年、1852年)についても、同じことが言える。巻三「海国沿革図」の附図「東南洋各国沿革図」を見ると、「東洋大海」に「萬里長沙」「千里石塘」が点状に描かれている。<sup>144</sup>ところが、その後続く「地球正背面全図」「亜細亜全州図」「東南洋沿海各国図」「東南洋各島図」には、「瓊州」だけが描かれ、「長沙」「石塘」は表記されていない。<sup>145</sup>ちなみに書中、謝清高『海録』、黄衷『海語』、陳倫炯『海国聞見録』などの記述を引用する形で、「萬里長沙」「千里石塘」に触れているが、いずれも「越南」「小呂宋」「葛刺巴」などの外国地理を紹介する文脈の中にあることに留意すべきだ。

徐繼畬『瀛寰志略』や魏源『海国図志』など清末地理書は、陳倫炯『海国聞見録』から影響を受けたが、地理書の附図も『海国聞見録』巻下の地図を模写したものが多い。『海国聞見録』の「四海総図」には「気」「沙頭」「長沙」「石塘」が記されているが、「沿海全図」

と「瓊州図」には見られない。<sup>146</sup>『海国聞見録』を基に製作された地図として、他には「中華沿海総図」（製作者不詳、1773～1786年）、「中国沿海七省八千五百余海哩地図・天下総図」（蔡鶴、1173～1795年）、「沿海全図・四海総図」（製作者不詳、1821～1854年）、「中国沿海図」（製作者不詳、1773～1795年）があるが、「中華沿海総図」の「瓊州図」には「長沙」も「石塘」も描かれていない。<sup>147</sup>

確かに、「千里長沙」「萬里石塘」を記した明清時代の古地図は数種ある。ただし、あくまで商業航海用の海図で、製作者も利用者も中国領と意識して製作、使用したわけではない。一例として、オックスフォード大学 Bodleian Library 所蔵『The Selden Map of China』を見ると、地図の真ん中に位置する南海の海域に「萬里長沙／似船帆様」を記した、傾いた長方形の群島が描かれている。その下には「嶼紅色」の三文字が書かれ、さらにその下に幾つかの島嶼が連なり、「萬里石塘」と表示されている。<sup>148</sup> 位置関係から西沙諸島の宣徳群島と永楽群島に当たるとも考えられる。この航海図は、17世紀初頭、福建の貿易商や船乗りのために作られたと推測されるが、領土拡張や海洋進出の目的とは無関係で、今日の中国当局には領有権主張の切り札にもならないと思う。

#### おわりに

19世紀に入ると、列強のアジア進出に伴い、イギリスやドイツ艦船が南シナ海の海域で測量・調査を始めた。以後、南海諸島への関心が高まり、周辺国の中で次第に紛争の火種となっていく。とりわけインドシナ半島を植民地化したフランスと、台湾を割譲した日本による進出が相次ぎ、島嶼の帰属問題を複雑にした。紆余曲折を経て1909年10月11日、大阪商人西澤吉治による東沙島開発係争を巡る日中間の交渉が成立し、両広総督が西澤側に補償金16万円を支払うことを条件に、同島を清朝側に引き渡されることで合意した。それを機に、東沙諸島は名実とも清朝の主権・支配下に置かれるようになった。

それに先立って同年3月、両広総督張人駿は西沙群島籌辦處を設立し、西沙開発の意欲を示した。翌月、水師提督李準率いる「伏波」「広航」「広金」軍艦3隻が西沙諸島調査に派遣された。李準艦隊が甘泉島をはじめ各島を巡り、上陸して石碑を建立したという。その後、清朝は南海での華人開発事業を奨励、保護する方針を打ち出したものの、現実には、その主権行使と実効支配の範囲が東沙諸島まで限られていたと思われる。<sup>149</sup>

中華民国成立後、当局による西沙諸島の調査・巡回が断続的に行われたが、フランス人・ベトナム人・日本人の上陸・探検・開発も後を絶たず、中国による有効な支配・管理が確立したとは言い難い。遠く離れる南沙諸島に至っては尚さら力及ばぬところだった。民国元年（1912）発行の中学堂・師範学堂用『中国地理教科書』巻一「地文地理」の「南海之沿岸」や、巻三「地方志三」の「広東省・瓊州府・崖州直隸州」では、南海諸島への言及など一切なく、<sup>150</sup> 中華民国の疆域として、「南起北緯18度13分、以瓊州島之崖州海岸為極端」と明記している。<sup>151</sup> 民国四年（1915）初版発行『中華民国新区域図』の場合、「中華民国全図」には「東沙島」「西沙群島」が描かれ、「広東省図」には「東沙島及西沙群島之位置名称俱見総図、茲不備載」と表記するに止まっている。<sup>152</sup> また、民国二十二年（1933）発行の『中国歴代疆域戦争合図』では、No.45「中華民国政治区画図」には「東沙群島」「西沙群島」が描かれているが、同「国民軍統一戦事図」には「東沙群島」しか表記されず、No.44「中華民国五族共和全図」に至っては、どちらも記されていない。<sup>153</sup> 当時の民国政

府が南沙諸島の存在をさほど意識していないように思える。

やがて日中戦争が勃発し、日本海軍は1937年9月3日に東沙諸島を占領したのを皮切りに、1938年10月30日に長島（現在の太平島）を、1939年2月10日に海南島を、同年3月1日に西沙諸島をそれぞれ占領してしまった。勢い3月30日には南沙諸島を「新南群島」と名付け、台湾総督府高雄州に編入することを宣告する。間もなく仏印進駐に伴い、南シナ海全域は日本軍の支配下に置かれるようになったが、敗戦によって日本軍が南シナ海から撤退すると、中華民国・フランス・ベトナム・フィリピンなど沿岸各国が早々と触手を伸ばしてきて、島の争奪戦が再燃したのである。

戦後、民国政府が1946年10月から12月にかけて、「太平」「永興」「中建」「中業」軍艦4隻を派遣して西沙・南沙諸島を巡回し、海南行政特別区に編入することを発表した。一連の調査・準備を経て、1947年12月1日には『南海諸島新旧名称対照表』『南海諸島位置図』を公布し、<sup>154</sup>いわゆる「11段線」（後にその形状から「U形線」ないし「牛の舌」と呼ばれる）を引くことにした。この際、それまで使用してきた名称「団沙群島」を「南沙群島」に変更し、太平島に海兵隊を常駐させることも決定した。翌1948年発行『中国分省新図 戦後訂正第五版』は、裏表紙に民国内政部「地図発行許可証」が付き、戦後中華民国の版図及び領土主張を如実に反映している。その「欧亜地形総図」「政区域図」「地形総図」「広東」を見ると、東沙・中沙・西沙・南沙の四群島が「11段線」ではなく、破線（国境線）で囲まれ、最南端は「曾母沙」または「曾母暗沙」と表示している。<sup>155</sup>

中華人民共和国成立後、共産党政府は中華民国の版図を引き継いだ。1953年頃、友好国である北ベトナムの要望を受け入れ、トンキン湾に引かれた二段の線を削り、「11段線」を今日の「9段線」に変えた。以降、中国は「9段線」の内側を主権や管轄権が及ぶ範囲と主張してきたが、「9段線」の経緯度や領海基線を公表せず、法的根拠などについても説明していないため、常設仲裁裁判所が2016年7月12日に「根拠なし」との判決を下したのも至理当然のことだ。もっとも、中国が発行した地図は当初から南海諸島を表記している。1953年版『中華人民共和国分省精図』を見ると、「地形図」「政区図」及び第27図「南海諸島嶼」では、東沙・中沙・西沙・南沙群島が「9段線」で囲まれ、それぞれ解説を付している。<sup>156</sup>ただし、島名の表記として「中建島」に（土来塘島）、「太平島」に（長島）、「曾母暗沙」に（詹姆沙）を併記するなど清朝・民国期の旧称が一部見られる。

「歴史は現在と過去との対話である」（英国の歴史家E・H・カー）と言う。過去への眼差しは現在の問題意識と深く結びついている。中国の領有権主張に疑問を抱く人は、その根拠とされる史料の検証を通じて歴史の真実を知ることができる。同時に、歴史の真実を知ることによって、「中国固有の領土」説の虚妄と欺瞞を見破ることもできるのだ。

#### 注

60. 唐胄『正徳瓊台志』上、巻四「疆域・瓊州府」条、上海古籍書店、1964年、4頁。

61. 同上、『正徳瓊台志』下、巻二十一「海道・海境」、9頁。

62. 欧陽璨纂修『瓊州府志』、巻三「地理志・疆域」、書目文献出版社、1992年、29頁。

63. 東亜研究所『海南島志抄 瓊州府志』（復刻）東亜研究資料刊行会、昭和59年、40頁。

64. 前掲『正徳瓊台志』上、巻四「疆域・瓊州府」条、4頁。

65. 前掲『瓊州府志』、卷三「地理志・疆域」、30 頁。
66. 前掲『正徳瓊台志』上、卷六「山川下・論曰」、22 頁。
67. 前掲『瓊州府志』、卷三「地理志・疆域」「萬州」、50 頁。
68. 阮元『広東通志』二、卷一百十二「山川略十三・萬州」、上海古籍出版社、1990 年、2157 頁。
69. 前掲『海南島志抄 瓊州府志』卷四「輿地志六・山川」、106 頁。
70. 明誼『瓊州府志』卷十八上「海黎志一・海防」「萬州海防」条。盧建一点校『明清東南海島史料選編』福建人民出版社、2011 年、166 頁。『海南島志抄 瓊州府志』、339 頁。
71. 前掲『広東通志』二、卷八十三「輿地略一」、1433 頁。
72. 同上、卷八十七「輿地略五」、1640 頁。
73. 同上、1643 頁。
74. 同上、1643 頁。
75. 同上、卷一百二十四「海防略二」、2427 頁。
76. 同上、2432 頁。
77. 廖廷相等纂『広東輿地図説』成文出版社有限公司出版、1966 年、8 頁。
78. (清)方俊師撰、盛冬鈴点校『蕉軒随録卷八・海洋記略』、孫光圻、劉義傑主編『中国航海史基礎文獻彙編』第三卷、雜史卷⑥、海洋出版社、2014 年、5506 頁。
79. 李黙編著『広東方志考略』吉林省地方志編纂委員会、1988 年、5 頁、11 頁。
80. 張廷玉等撰『明史』卷四十五、志第二十一「地理六 福建・広東・広西」、百衲本二十四史（五二）、台湾商務印書館、471 頁。
81. 趙爾巽等撰『清史稿』卷七十二、志四十七「地理十九・広東」中華書局、1977 年、2288～2291 頁。
82. 李賢等撰『大明一統志』、卷八十二「瓊州府」、三秦出版社、1990 年、1256～1257 頁。
83. 『大清一統志五百卷』海寶善齋石印、光緒辛丑秋上、卷一、卷三百三十八、卷三百五十。
84. 王雲五主編『嘉慶重修一統志』（九）台湾商務印書館、民国五十五年、8 頁、5699 頁、5930 頁。『大清一統志』の「皇輿全図」「皇輿全図」、及び『清会典』の「大清皇輿全図」は、後述する康熙「皇輿全覽図」や乾隆「皇輿全図」を基に製作されたものと思われる。
85. 山根幸夫解題『正徳大明会典』第一卷、汲古書院、1989 年、215～217 頁。
86. 『欽定大清会典』上海書局石印、光緒己亥巧秋、卷八「戸部 疆理」、卷六十三「兵部」。
87. 楽史『太平寰宇記』七、中華書局、2007 年、3232～3233 頁。
88. 同上、3235 頁。
89. 同上、3238 頁。
90. 同上、3240 頁。
91. 王存『元豊九域志』上、中華書局、2005 年、437 頁。
92. 同上、438 頁。
93. 同上。
94. 同上、439 頁。
95. 顧祖禹撰『説史方輿紀要』十、中華書局、1998 年、4765～4766 頁。
96. 同上、4783 頁。顧玠『海槎余録』の原文は以下の通り。「千里石塘在崖州海面之七百里外。相伝此石比海水特下八、九尺、海舶必遠避而行、一墮即不能出矣。萬里長堤出其南、波流甚急、舟入廻溜中、未有能脱者。」嚴一萍編輯『百部叢書集成』「紀錄彙編」卷百六十二、台湾芸文印書館 1966 年、14 頁。
97. 前掲『説史方輿紀要』十二、卷一「輿地総図」、5528～5529 頁。卷二「広東輿図」、5920～5921 頁。

98. 同上、卷四「沙漠海夷図中」、6246～6247 頁。
99. 李兆洛輯『歷代地理韻編』掃葉山房校印、光緒戊戌三月（光緒二十四年、1898 年）。
100. 李兆洛著『皇朝輿地略』惊叙堂藏版、同治戊辰孟夏（同治七年、1868 年）、37 頁。
101. 曹婉如等編『中国古代地図集・戦国一元』文物出版社、1990 年、No.54-59「禹跡図」、No.60-62「華夷図」、No.63-66「九域守令図」、No.70-72「地理図」。
102. 譚其驥、曹婉如序『宋本歴代地理指掌図』上海古籍出版社、1989 年、62～63 頁。
103. 前掲『中国古代地図集・戦国一元』、No.82-83「輿地図」。
104. 曹婉如編『中国古代地図集・明代』文物出版社、1995 年、No.147「輿地総図」、No.152「広東輿図」。
105. No.155「東南海夷図」、No.156「西南海夷図」。<http://www.tanaka-kunitaka.net/senkaku/kouyozu/>他にも、「石塘」を表記した古地図が数種ある。例えば、「南台按治三省十道図」（張鉉『至正金陵新志』十五卷、元至正四年、1344 年）、「州境図」（齊碩修等『嘉定赤城志』四十卷、南宋嘉定十六年、1223 年）等。位置は凡そ浙江省台州沖合にある。前掲『中国古代地図集・戦国一元』、No.193、No.126。
106. 新安少保胡宗憲編輯、茅鹿門先生鑒定『籌海図編』本衙藏版、天啓四年（1624 年）。
107. 前掲『中国古代地図集・明代』、No.197「萬里海防図第一幅」。
108. 茅元儀『武備志』中野氏板行、寛文四年甲子辰涼月、古典研究会発行『和刻本明清資料集』第六集、汲古書院、昭和 59 年、2454～2455 頁。
109. 王圻・王思義編『三才図会』上、上海古籍出版社、1985 年、93 頁、95 頁、138 頁、190 頁、418 頁、518 頁。
110. 前掲『中国古代地図集・明代』、No.1「大明混一図」。
111. 同上、No.12「楊子器跋輿地図」、No.13「楊子器跋輿地図募絵本」。
112. 同上、No.39「乾坤一統海防全図局部 瓊州府部分」、No.40「乾坤一統海防全図」。
113. 同上、No.60「王泮識輿地図募絵増補本」。
114. 同上、No.95「元路府州県図」、No.96「大明万世一統図」。
115. 同上、No.139「古今形勝之図」。
116. 同上、No.140「全海図注局部 広東沿海部分」。
117. 同上、No.187「大明一統輿図」。
118. 同上、No.231「皇明大一統地図」。
119. 同上、No.239「華夷古今形勝図」。
120. 王自強主編『中国古地図輯録・広東省一海南省輯』星球地図出版社、2010 年、2 頁。
121. 同上、3 頁。
122. 同上、5 頁。
123. 同上、6 頁。
124. 同上、7 頁。
125. 郭棻『粵大記』書目文献出版社、1992 年、536～544 頁。
126. 『大清一統輿図』全国図書館文献縮微複製中心、2003 年、183～184 頁、203～204 頁。また、曹婉如等編『中国古代地図集・清代』文物出版社、1997 年、No.168「乾隆十三排図」。
127. 同上、『大清一統輿図』「前言」。
128. 前掲『中国古代地図集・清代』、No.52「坤輿全図」。
129. 同上、No.153「皇輿全覽図」。
130. 同上、No.157「雍正十排図」。

131. 同上、No.30「沿海全図局部：瓊州図、澎湖図」。
132. 同上、No.83「明地理志図」。
133. 同上、No.111「海口図局部（海南島）」。
134. 同上、No.189「皇輿全図」。
135. 孫靖国『輿図指要』中国地図出版社、2012年、334～337頁。
136. 清代古地図集・古道編委会編『広東図説』西安地図出版社、2005年、4～5頁、380～381頁、392～393頁、400～401頁。
137. 陳夢雷編『古今図書集成』第九冊、台湾鼎文書局印行、1977年、職方典－12579頁。
138. 同上、職方典－11804頁。
139. 同上、職方典－12566頁。
140. 事実、「広東疆域考」には「南至香山県、又越南至瓊州府、儋州、昌化県、境外大海。……東南至惠州府海豊県、境外大海」、「瓊州府疆域考」には「南至崖州小洞天海岸一千一百三十里、……東南至陵水多峰港海岸五百四十里」、「萬州」条には「南至牛標嶺海岸二十里、……東南至烏魚場海岸三十里」、「陵水県」条には「東至三亜海岸一百六十里、……南至海岸二十里、……東南至海一十三里」とそれぞれ明記している。同上、職方典－11804頁、12566頁、12568頁。
141. 李兆洛輯「皇朝輿地図」、前掲『地理韻編』。
142. 徐繼畬『瀛寰志略 航海瑣記』中華全国図書館文献縮微複製中心、2000年、32頁。
143. 同上、10頁、15頁、17頁、24頁。
144. 魏源『海国図志』上、岳麓書社、1998年、46～47頁。
145. 同上、70～71頁、76～77頁、86～87頁、116～117頁。
146. 前掲『海国聞見録』、王雲五『四庫全書珍本』五集102、台湾商務印書館、巻下1頁、17頁、25頁。
147. 前掲『輿図指要』、338～341頁、348頁、350頁、354～359頁。
148. ティモシー・ブルック著、藤井美佐子訳『セルデンの中国地図』太田出版、2015年。「萬里長沙／似船帆様」との表記は、『順風相送』の用語（前掲『兩種海道針經』27頁）に酷似している。  
デジタル資料画像：[https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/9/9f/Selden\\_map.jpg](https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/9/9f/Selden_map.jpg)
149. 一例として、1905年初版、1908年再版の『Comprehensive Geography of the Chinese Empire』（中国坤輿詳誌 Edited by L. Richard. Translated into English, revised and enlarged by M. Kennelly, S.J. Tusewei Press, Shanghai.）という地理専門書は、満州・蒙古・新疆・西藏を含む清朝全域の地理・行政区を詳説する内容だが、南海諸島には全く触れず、僅か「The Paracels or Ts'ihchow 七洲 (seven islands) — These lit to the S.E. of Hainan, and seen attached rather to Annam than to China.」と述べている。283頁。また、附図「Large Map of the 18 Provinces」「Physical and Political Map of China and Dependencies」も南海諸島を表記していない。
150. 屠寄編纂『中国地理教科書』（民国元年校定、中学堂・師範学堂用）商務印書館、民国二年十一月十三版、巻一47頁、巻三144～145頁。
151. 同上、24頁。
152. 童世亨著『中華民國新区域図』中外輿図局・商務印書館、民国六年十月訂正四版。
153. 欧陽纓編製『中国歴代疆域戦争合図』武昌亜新地学社、民国二十二年九月三版。
154. 中華国内政部「南海諸島新旧名称对照表」、前掲『我国南海諸島史料彙編』、185～192頁。
155. 丁文江・翁文灝・曾世英編纂『中国分省新図』上海申報館、民国三十七年七月。
156. 亜光輿地学社・地図出版社『中華人民共和国分省精図』地図出版社、1953年6月六版。